

第2回 定例会

平成19年度一般会計予算 74億8,000万円

平成19年第2回那珂川町議会定例会は、3月6日から14日までの9日間の日程で開催されました。
一般会計他7特別会計並びに水道事業会計の予算議案や人権擁護委員の推薦意見、那珂川町副町長の定数を定める条例の制定等が提出され、原案のとおり可決されました。

平成19年度
各会計別当初予算額

会計名		予算額
一	一般会計	74億8,000万円
特別会計	国民健康保険会計	20億4,700万円
	老人保健会計	18億3,000万円
	介護保険会計	10億8,500万円
	下水道事業会計	3億4,000万円
	農業集落排水事業会計	4,900万円
	簡易水道事業会計	1億6,950万円
	ケーブルテレビ事業会計	10億7,600万円
計		140億7,650万円

水道事業予算	収入	支出
収益的収支	2億4,810万円	2億4,810万円
資本的収支	1,920万円	1億1,908万3千円

予算の内訳等については、広報なかがわ4月号をご覧ください。



◆平成19年度那珂川町各会計 予算の議決

平成19年度各会計予算については、3月7日、議会に予算審査特別委員会を設置しました。翌8日は、その審査にあたり、3月9日の本会議において、川上要一予算審査特別委員長からの「原案のとおり議決すべきもの」との報告を受け、賛成多数で可決されました。

なお、予算審査特別委員会は、担当する常任委員会ごとに分科会を組織して審査にあたりました。各分科会からは、次のとおり要望意見が出されました。

●総務企画分科会

- ①行財政改革を積極的に推進されたい。
- ②ケーブルテレビ加入率の向上に努められたい。

●教育民生分科会

- ①広重美術館入館者の増加方策を講じられたい。
- ②馬頭地区における小中学校統廃合は、保護者、地域住民の理解を得て早急に進められたい。
- ③児童生徒の登下校時の安全確保にさらに努められたい。

●産業建設分科会

- ①担い手及び新規就農者の

育成に努め、地域農業振興に努められたい。

- ②観光施設のPRに努め、利用者増を図られたい。
- ③町営、町有住宅の環境整備に努められたい。
- ④下水道の加入促進に努められたい。

◆人権擁護委員の推薦

薄井 忠恵 氏（再任）

現在、人権擁護委員として活躍されている薄井忠恵氏の任期が平成19年6月30日で満了となるため、引き続き人権擁護委員候補者として法務省に推薦するための議案が提出されたもので、異議なく賛同しました。

◆副町長の定数を定める条例 制定

地方自治法の改正に伴い、那珂川町の副町長の定数を1人とする条例を新たに制定するものです。

なお、経過措置により、施行日に助役である者は4月1日に副町長に選任されたものとみなし、その任期は、助役としての在任期間となります。

◆証人等の実費弁償に関する 条例等の一部改正

地方自治法の改正に伴い、関係する条例を一括して改正するものです。

◆特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正及び4月1日からの那珂川町行政区導入に伴い、選挙長及び投票管理者のほか、行政区長等の報酬を改正するものです。

◆町職員の給与に関する条例 の一部改正

人事院勧告により、国において、管理職手当及び扶養手当が改正されました。町においても同様の改正をします。

◆交通安全対策会議条例の 一部改正

県関係機関の名称変更により、委員の職名を改正するものです。

◆防災会議条例の一部改正

防災会議の委員を増加するほか、委員の職名を改めるものです。

◆**町手数料条例の一部改正**

栃木県知事の権限移譲に伴い、町においても新たな事務が発生し、それに係る手数料について定めるものです。

◆**子ども医療費助成に関する条例の一部改正**

◆**妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正**

◆**ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正**

◆**重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正**

医療保険制度改正に伴い特定療養費及び特定承認保険医療機関制度が廃止され、新たに保険外併用療養費制度が導入されたことによる改正と県単医療費公費負担制度の見直しに伴う改正です。

◆**町消防団の設置等に関する条例の一部改正**

◆**町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正**
消防組織法の改正に伴い、引用条項を改正するものです。

◆**町学校給食センター条例の一部改正**

給食センターの効率的な運営を図るため、平成19年4月より小川学校給食センターを廃止し学校給食センターを統

合するため改正するものです。

◆**町体育施設条例の一部改正**

馬頭那珂川運動場及び谷田キャンプ場について、利用の減少により、それぞれ廃止及び縮小するものです。

◆**小川町区設置条例の廃止**

平成19年4月1日から那珂川町行政区の導入に伴い、2町合併後暫定的に運用してきた旧小川町の小川町区設置条例を廃止するものです。

◆**平成18年度各会計補正予算の議決**

●**一般会計**

歳入で町税、地方交付税、国庫支出金などを増額し、基金繰入金のうち財政調整基金、地域振興基金、奨学基金などを精査し、減額しました。歳出では、教育費の学校給食センター合併準備費等、総務費の減債基金積立金、合併振興基金積立金等、衛生費の老人保健特別会計繰出金等、民生費の国民健康保険特別会計繰出金、馬頭総合福祉センター施設管理費等それぞれ増額しました。その結果、補正予算額は2億3,000万円の増額となり、補正後の予算総額は80億1,180万円となり

ました。

●**国民健康保険特別会計**

老人保健拠出金、介護納付金などを確定により減額し、保険給付費、諸支出金などを増額するものです。その結果、補正予算額は5,000万円の増額となり、補正後の予算総額は19億6,610万円となりました。

●**老人保健特別会計**

医療給付費を減額し、17年度事業費の確定により、一般会計繰出金を措置するものです。その結果、補正予算額は7,401万4,000円の減額となり、補正後の予算総額は18億8,270万円となりました。

●**介護保険特別会計**

医療保険制度改正に伴うシステム改修費を計上するもので、補正予算額は200万円の増額となり、補正後の予算総額は9億4,660万円となりました。

●**下水道事業特別会計**

下水道事業費、公債費の確定により減額するもので、補正予算額は1,270万円の減額となり、補正後の予算総額は5億450万円となりました。

●**農業集落排水事業特別会計**

農業集落排水事業費の精査

により増額するもので、補正予算額は70万円の増額となり、補正後の予算総額は5,100万円となりました。

●**簡易水道事業特別会計**

総務費、水道事業費の精査により減額するもので、補正予算額は250万円の減額となり、補正後の予算総額は1億9,250万円となりました。

●**ケーブルテレビ事業特別会計**

高度化事業費として小川地区伝送路実施設計作成経費を計上するもので、補正予算額は2,500万円の増額となり、補正後の予算総額は5億6,430万円となりました。

◆**栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更**

◆**上河内町及び河内町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分**
平成19年3月31日、上河内町及び河内町の宇都宮市への編入に伴い、栃木県市町村総合事務組合に加入する地方公共団体の数の減少及び規約の変更等並びに退職手当支給事務に係る財産の処分について、

議会の議決を求めたものです。

◆**栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更**

上河内町及び河内町の宇都宮市への編入に伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合に加入する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議会の議決を求めたものです。

◆**馬頭地区ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の変更契約の締結**

馬頭地区ケーブルテレビ施設整備工事請負契約について、今回307万6,500円を増額し、請負金額を2億257万6,500円に変更するものです。主な変更の内容は、当初光ケーブル取り付けを予定していた電柱等の変更並びに現地精査による光ケーブル及び関連資材の増です。

◆**町営温泉源泉施設の指定管理**

既にまほろばの湯の指定管理者である株式会社まほろばおがわを温泉源泉施設の指定管理者として指定するものです。

指定期間は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間です。

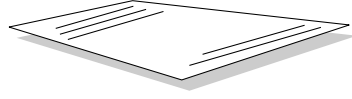
◆陳情等

●日豪EPAに関

する重点要請

12月1日に那須

南農業協同組合代表理事組合長から提出された「日豪EPAに関する重点要請」は、所管する産業建設常任委員会に審査を付託しました。



産業建設常任委員会が審査した結果、仮に農産物の全面的な関税撤廃を含んだ日豪EPAを締結すれば、農業を基幹産業とする本町にとって、米をはじめ牛肉や乳製品などの農業はもとより、関連産業も含めた地域経済に大きな影響を与えることになるため、「採択すべきもの」と決定した旨報告があり、委員長報告のとおり、本会議で採択しました。

これを受けて「日豪EPA交渉に関する意見書」の提出議案が追加上程され、審議の結果、可決しました。

即日関係行政庁に意見書を提出しました。

●障害者自立支援法の運用上の改善を求める緊急要望書

リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府へ意見書提出を求める陳情書

●療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実を求める意見書の提出を求める陳情書

教育民生常任委員会に審査を付託した陳情等3件については、さらに慎重に審査する必要があるため、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◆那珂川町議会会議規則の一部改正

地方自治法の改正により、委員会は議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する事務に関するものにつき、議事に提案をすることができることになりました。

◆議会改革調査特別委員会の設置

2町の合併協議の際、新町の議会において検討されたいとの要望があった議員定数及び報酬の調査・検討、議会活性化の調査研究のため、議会改革調査特別委員会が設置されました。

一般質問



質問、答弁とも要約してあります。

今後の財政運営を伺う



薄井和平議員

質問 合併後、他市町に先けて、総合振興計画及び行政改革推進計画が策定され、それらに基づき平成19年度当初予算が編成されたものと考えますが、その結果、町の財政はどのような状況にあるのか、また、今後の財政運営の課題を伺う。

①町振興計画の実施に当たり財政の現状について。
②今後の財源確保には、厳しいものがあると思うが、どのような方策もっているか。
答弁(町長) ①町の財政状況は、これまで以上に厳しい

と言わざるを得ない。平成17年度の決算による町の財政指標は、標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率は9・9%の赤字であるが、この数値が20%の赤字になると財政再建団体となり、地方債の借入れもできなくなり、国の指導のもとで財政の建て直しに迫られることになる。また、今後の財政運営については、これまで以上に予断を許さない状況にあり、国からの地方交付税や税収も期待できないことから、さらに厳しい行財政改革を推進し、昨年11月に策定した総合振興計画の実現を目指し、各種施策を着実に実施していきたい。

②国の三位一体の改革により、平成19年度から税については国から地方へ税源委譲され、個人住民税が増収となる。

当町のような人口の少ない町には大変不利であるが、貴重な財源であるので、さらに収納率の向上に努め、財源の確保を図りたい。一方、地方交付税については、地方6団体を中心に過疎地域の状況等を考慮していただくよう国に働きかけを行っている。また、使用料については、合併協議事項を再検討する時期にきていると思っており、検討結果によっては住民の皆さんに負担をお願いすることとなるが、できる限り、住民の負担にならない範囲で考えたい。

町の経常収支比率は89・5%であり、建設投資等経費は10%以内となり、硬直化が進んでいる状況である。また、町の基金残高は約48億円であるが、基金の繰り入れには当然に限りがあり、今後の基金の運用についても十分検討してまいりたい。

